

令和8年第4回春日井市議会定例会提出議案〔I〕

目 次

議案番号	議 題	
第58号議案	令和8年度春日井市一般会計補正予算（第1号）……………	3
第59号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について……………	6
第60号議案	春日井市社会福祉施設条例等の一部を改正する条例について……………	9
第61号議案	春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	64
第62号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	66
第63号議案	春日井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について……………	68
第64号議案	春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……………	70
第65号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例について……………	73
第66号議案	春日井市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について……………	81
第67号議案	春日井市屋外スポーツ施設条例について……………	87
第68号議案	春日井市子ども屋内遊び場条例の一部を改正する条例について……………	92
第69号議案	春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止する条例について……………	94
第70号議案	勝川小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について……………	96
第71号議案	勝川小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について……………	97
第72号議案	勝川小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について……………	98
第73号議案	中部中学校校舎増築工事（建築）の請負契約について……………	99

第74号議案	中部中学校校舎増築工事（電気）の請負契約について……	100
第75号議案	西部中学校リニューアル工事（建築）の請負契約について……	101
第76号議案	西部中学校リニューアル工事（電気）の請負契約について……	102
第77号議案	西部中学校リニューアル工事（機械）の請負契約について……	103
第78号議案	西部地区新調理場予定地整備工事の請負契約について……	104
第79号議案	クリーンセンター第2工場プラント設備オーバーホールの請負契約について……	105
第80号議案	落合公園再整備工事の請負契約について……	106
第81号議案	消防自動車の取得について……	107
第82号議案	塵芥収集車の取得について……	108
第83号議案	小旋回型油圧ショベルの取得について……	109
第84号議案	和解について……	110
報告第2号	令和7年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて……	111
報告第3号	令和7年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて……	114
報告第4号	令和7年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰越明許費の繰越しについて……	118
報告第5号	令和7年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費の逡次繰越しについて……	120
報告第6号	令和7年度春日井市水道事業会計継続費の逡次繰越しについて……	122
報告第7号	令和7年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逡次繰越しについて……	124
報告第8号	令和7年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて……	126
報告第9号	令和7年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて……	128
報告第10号	契約金額の変更に関する専決処分について……	131
報告第11号	損害賠償の額の決定に関する専決処分について……	133

第 58 号議案

令和 8 年度春日井市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度春日井市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 127,090,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		3,030,181	70,000	3,100,181
	1 繰入金	3,030,181	70,000	3,100,181
歳入合計		127,020,000	70,000	127,090,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		13,653,021	70,000	13,723,021
	1 保健衛生費	5,828,563	70,000	5,898,563
歳出合計		127,020,000	70,000	127,090,000

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	清掃費	衛生プラント乾燥焼却設備修繕	42,000

第 59 号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部春日井市福祉有償運送運営協議会の項の次に次のように加える。

春日井市総合的な福祉拠点整備運営事業者選定委員会	総合的な福祉拠点の整備及び運営に係る事業者の選定等に関する審議	5人以内
--------------------------	---------------------------------	------

別表市長の部春日井市人・農地プラン検討会の項及び春日井市西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会の項を削る。

第2条 春日井市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部春日井市総合的な福祉拠点整備運営事業者選定委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和10年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表福祉有償運送運営協議会委員の項の次に次のように加える。

総合的な福祉拠点整備運営事業者選定委員会委員	日額 21,200円
------------------------	------------

別表人・農地プラン検討会委員の項及び西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会委員の項を削る。

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の

ように改正する。

別表総合的な福祉拠点整備運営事業者選定委員会委員の項を削る。

説 明

この案を提出するのは、新たに総合的な福祉拠点整備運営事業者選定委員会を附属機関として設置する等のため必要があるからである。

第 60 号議案

春日井市社会福祉施設条例等の一部を改正する条例について

春日井市社会福祉施設条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市社会福祉施設条例等の一部を改正する条例

(春日井市社会福祉施設条例の一部改正)

第1条 春日井市社会福祉施設条例（昭和55年春日井市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第4項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条の2関係）

1 総合福祉センター使用料

区分		金額		
		午前	午後	夜間
大ホール	第13条第1項に規定する者	円 7,700	円 10,200	円 10,200
	一般	15,400	20,500	20,500
小ホール		3,800	5,100	5,100
第1集会室		2,800	3,700	3,700
第2集会室		2,100	2,800	2,800
第3集会室		2,400	3,200	3,200
第4集会室		1,400	1,800	1,800
和室		5,600	7,500	7,500
研修室		3,300	4,400	4,400

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適

用を受ける場合にあっては、この限りでない。

2 総合福祉センター附属設備使用料

区分	単位	金額	備考
音響設備	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	円 2,000	
ピアノ	午前、午後、夜間それぞれ1台につき	2,000	調律料を含まない。

備考 「1 総合福祉センター使用料」の表備考第1項の規定は、この表において準用する。

(春日井市福祉の里条例の一部改正)

第2条 春日井市福祉の里条例（平成6年春日井市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第5条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 施設使用料

区分		金額	
		午前	午後
浴室	一般	1人1回につき	400円
	60歳以上の者	1人1回につき	150円
	小学生及び中学生	1人1回につき	150円
浴室回数利用券 (11枚つづり)	一般		4,000円
	60歳以上の者		1,500円
	小学生及び中学生		1,500円
和室(1)		3,400円	4,600円
和室(2)		2,800円	3,800円
和室(3)		1,400円	1,900円
和室(4)		1,400円	1,900円

会議室		2,400円	3,200円
研修室		3,500円	4,600円
多目的室		4,300円	5,800円
トレーニング室	一般	1人1回につき	400円
	60歳以上の者	1人1回につき	150円
	中学生	1人1回につき	150円
トレーニング室 回数利用券(11 枚つづり)	一般		4,000円
	60歳以上の者		1,500円
	中学生		1,500円

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
- 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間について午後の区分に係る使用料の2割に相当する額を徴収する。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 和室(1)、和室(2)、和室(3)、和室(4)、会議室、研修室又は多目的室について営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2（浴室又はトレーニング室を利用する場合にあっては、1.5）を乗じて得た金額（10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が浴室若しくはトレーニング室を利用する場合にあっては、この限りでない。

2 附属設備使用料

区分	単位	金額
音響調整設備	午前、午後それぞれ1式につき	円 2,000

ビデオプロジェクター	午前、午後それぞれ1台につき	2,000
------------	----------------	-------

備考 「1 施設使用料」の表備考第1項の規定は、この表において準用する。

(春日井市福祉文化体育館条例の一部改正)

第3条 春日井市福祉文化体育館条例（昭和59年春日井市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第5条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分			金額		
			午前	午後	夜間
音楽室			1,700円	2,200円	2,200円
多目的室			1,700円	2,300円	2,300円
体 育 館	体育の 用に供 する場 合	全部利用の場合	1時間につき 1,600円		
		2分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 800円		
		4分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 400円		
	体育の用に供しない場合	28,400円	37,900円	37,900円	

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 利用時間の単位が1時間である場合、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

4 営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。

5 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

(春日井市文芸館条例の一部改正)

第4条 春日井市文芸館条例（平成11年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条の2、第6条関係）

1 ギャラリー等使用料

区分		単位	金額
ギャラリー	A	全日	円 6,000
	B	全日	6,200
	C	全日	6,700
	D	全日	10,700
	E	全日	8,300
視聴覚ホール		午前	8,600
		午後	11,500
		夜間	11,500
会議室（A）		午前	2,700
		午後	3,600
		夜間	3,600
会議室（B）		午前	2,600
		午後	3,500
		夜間	3,500
文化活動室		午前	3,300
		午後	4,400
		夜間	4,400
和室（A）		午前	800
		午後	1,100
		夜間	1,100
和室（B）		午前	900

	午後	1,200
	夜間	1,200

備考

- 1 この表中「A」、「B」及び「C」はギャラリーを3分割して利用する場合の使用料、「D」及び「E」はギャラリーを2分割して利用する場合の使用料とする。
- 2 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- 3 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間について、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。
 - (1) ギャラリー 全日の区分に係る使用料の1割に相当する額
 - (2) 前号以外の室等 夜間の区分に係る使用料の2割に相当する額
- 4 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 5 入場料又はこれに類するもの（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の最高額が1,000円を超える場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。
- 6 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

2 附属設備使用料

区分	単位	金額
映写設備	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	2,000円以内で市長が定める額
音響設備	午前、午後、夜間それぞれ1台又は1枚につき	4,000円以内で市長が定める額
その他の設備	午前、午後、夜間、全日そ	500円以内で市長が定

それぞれ1台又は1枚につき	める額
---------------	-----

備考 「1 ギャラリー等使用料」の表備考第2項の規定は、この表において準用する。

(春日井市東部市民センター条例の一部改正)

第5条 春日井市東部市民センター条例（昭和58年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第4条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に、「20日前」を「利用の日の20日前」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

1 ホール等使用料

区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日
ホール	平日	(A)	円 9,700	円 13,400	円 18,300	円 36,600
		(B)	19,400	26,800	36,600	73,200
		(C)	38,800	53,600	73,200	146,400
	土曜日	(A)	11,500	15,200	21,300	43,900
		(B)	23,000	30,400	42,600	87,800
		(C)	46,000	60,800	85,200	175,600
	日曜日 及び休日	(A)	13,400	19,500	23,100	48,800
		(B)	26,800	39,000	46,200	97,600
		(C)	53,600	78,000	92,400	195,200
第1楽屋			1,400	1,900	2,400	4,800
第2楽屋			1,400	1,900	2,400	4,800
資料展示室	(D)	1,900	2,500	2,500	6,200	
	(E)	3,900	5,100	5,100	12,400	
資料展示室展示壁			1日につき5,000円以内において市長が定める額			

備考

1 この表中「午前」とは午前9時（ホール及び楽屋にあっては、午前8

時30分) から正午まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時 (ホール及び楽屋にあっては、午後 4 時30分) まで、「夜間」とは午後 5 時30分から午後 9 時30分まで、「全日」とは午前 9 時 (ホール及び楽屋にあっては、午前 8 時30分) から午後 9 時30分までをいう。

2 この表中 (A) は入場料又はこれに類するもの (以下「入場料等」という。) を徴収しない場合及び入場料等 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。) の最高額が1,000円以下の場合で、かつ、営利を目的としない場合の使用料、(B) は入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円以下の場合で、かつ、営利を目的とする場合の使用料並びに入場料等の最高額が1,000円を超え5,000円以下の場合の使用料、(C) は入場料等の最高額が5,000円を超える場合の使用料、(D) は入場料等を徴収しない場合の使用料、(E) は入場料等を徴収する場合の使用料とする。

3 (B) 又は (C) の使用料の適用を受ける場合で練習又は準備のために利用する日については、(A) に掲げる使用料を適用する。

4 この表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日をいう。

5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間 1 時間について当該利用日の夜間の区分に係る使用料の 2 割に相当する額を徴収する。

6 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

7 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に 2 を乗じて得た金額とする。ただし、(B)、(C) 又は (E) の使用料の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

2 附属設備使用料

区分	単位	金額	備考
----	----	----	----

舞台関係附属設備	午前、午後、夜間それぞれ1式又は1点につき	1,000円以内で市長が定める額	
照明装置	午前、午後、夜間それぞれ1組又は1点につき	2,500円以内で市長が定める額	
音響関係附属設備	音響反射板	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	4,500円
	その他の附属設備	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	2,000円以内で市長が定める額
ピアノ	フルコンサート	午前、午後、夜間それぞれ1台につき	4,000円 調律料を含まない。
映写設備	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	2,000円以内で市長が定める額	
展示用パネル	午前、午後、夜間それぞれ1枚につき	50円	

備考 「1 ホール等使用料」の表備考第1項（ホール及び楽屋に関する部分に限る。）の規定は、この表について準用する。

別表第2中「206円」を「300円」に改める。

（春日井市ふれあいセンター条例の一部改正）

第6条 春日井市ふれあいセンター条例（平成3年春日井市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第4条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

名称	区分	金額		
		午前	午後	夜間
味美ふれあい	第1集会室	1,000円	1,400円	1,400円
	第2集会室（和室）	1,000円	1,400円	1,400円
	第3集会室（和室）	900円	1,200円	1,200円
	第4集会室	3,700円	5,000円	5,000円
	第5集会室	1,400円	1,900円	1,900円

センター	料理・工作室		2,600円	3,500円	3,500円	
	軽運動室		1時間につき 300円			
	ホール	体育の用に供する場合	全部利用の場合	1時間につき 800円		
			2分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 400円		
			4分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 200円		
体育の用に供しない場合		9,800円	13,000円	13,000円		
高蔵寺ふれあいセンター	第1集会室		3,200円	4,200円	4,200円	
	第2集会室		1,400円	1,900円	1,900円	
	第3集会室		1,900円	2,600円	2,600円	
	第4集会室(和室)		600円	800円	800円	
	第5集会室(和室)		600円	800円	800円	
	料理・工作室		2,300円	3,100円	3,100円	
	ホール	体育の用に供する場合	全部利用の場合	1時間につき 800円		
			2分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 400円		
			4分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 200円		
		体育の用に供しない場合		10,300円	13,800円	13,800円
南部ふれあいセンター	第1集会室		3,200円	4,300円	4,300円	
	第2集会室		2,500円	3,400円	3,400円	
	第3集会室(和室)		900円	1,200円	1,200円	
	第4集会室(和室)		700円	1,000円	1,000円	
	料理・工作室		2,600円	3,500円	3,500円	
	軽運動室		1時間につき 300円			
	ホール	体育の用に供する場合	全部利用の場合	1時間につき 800円		
			2分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 400円		
			4分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 200円		
		体育の用に供しない場合		11,900円	15,900円	15,900円
西部ふれあいセンター	第1集会室		1,700円	2,300円	2,300円	
	第2集会室		1,700円	2,200円	2,200円	
	第3集会室(和室)		1,100円	1,500円	1,500円	
	第4集会室(和室)		1,100円	1,500円	1,500円	
	多目的室		3,400円	4,600円	4,600円	
	料理・工作室		3,400円	4,600円	4,600円	
	トレーニング室		1人1回につき 150円			

1	トレーニング室回数利用券（11枚つづり）			1,500円		
	ホール	体育の用に供する場合	全部利用の場合	1時間につき 800円		
			2分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 400円		
			4分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 200円		
		体育の用に供しない場合	14,700円	19,600円	19,600円	

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 利用時間の単位が1時間である場合、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 営利を目的とする場合（トレーニング室を利用する場合を除く。）の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

（春日井市民会館条例の一部改正）

第7条 春日井市民会館条例（昭和40年春日井市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条の2、第7条関係）

1 ホール関係使用料

区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日
ホ	平日	(A)	円 13,400	円 18,300	円 24,400	円 48,800

ル		(B)	26,800	36,600	48,800	97,600
		(C)	53,600	73,200	97,600	195,200
	土曜日	(A)	15,800	20,700	29,300	59,800
		(B)	31,600	41,400	58,600	119,600
		(C)	63,200	82,800	117,200	239,200
	日曜日 及び休 日	(A)	18,300	26,800	31,700	64,700
		(B)	36,600	53,600	63,400	129,400
		(C)	73,200	107,200	126,800	258,800
	第1楽屋		1,400	1,900	2,400	4,800
第2楽屋		1,400	1,900	2,400	4,800	
第3楽屋		700	900	1,200	2,400	
第5楽屋		900	1,200	1,400	2,900	
第6楽屋		400	700	900	1,700	
第7楽屋		400	700	900	1,700	
第8楽屋		400	700	900	1,700	
第10楽屋		1,900	2,500	3,100	6,300	

備考

- この表中「午前」とは午前8時30分から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時30分まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「全日」とは午前8時30分から午後9時30分までをいう。
- この表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- この表中（A）は入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合及び入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の最高額が1,000円以下の場合で、かつ、営利を目的としない場合の使用料、（B）は入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円以下の場合で、かつ、営利を目的とする場合の使用料並びに入場料等の最高額が1,000円を超え5,000円以下の場合の使用料、（C）は入場料等の最高額が5,000円を超える場合の使用料とする。
- （B）又は（C）の使用料の適用を受ける場合で練習又は準備のために使用する日については、（A）に掲げる使用料を適用する。

- 5 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間について当該使用日の夜間の区分に係る使用料の2割に相当する額を徴収する。
- 6 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 7 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、(B)又は(C)の使用料の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。

2 附属設備使用料

区分	単位	金額	備考
舞台関係附属設備	所作台	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	4,500円
	オーケストラピット	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	4,500円
	その他の附属設備	午前、午後、夜間それぞれ1式又は1点につき	1,000円以内で市長が定める額
照明装置	午前、午後、夜間それぞれ1組又は1点につき	2,500円以内で市長が定める額	
音響関係附属設備	音響反射板	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	4,500円
	その他の附属設備	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	2,000円以内で市長が定める額
ピアノ	フルコンサート	午前、午後、夜間それぞれ1台につき	4,000円 調律料を含まない。
プロジェクター	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	7,000円	
展示用パネル	午前、午後、夜間それぞれ1枚につき	50円	

備考 「1 ホール関係使用料」の表備考第1項の規定は、この表について準用する。

別表第2中「206円」を「300円」に改める。

(グリーンパレス春日井条例の一部改正)

第8条 グリーンパレス春日井条例（昭和50年春日井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第4条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に、「前日」を「、利用の日の前日」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 施設使用料

区分			金額			
			午前	午後	夜間	
会議室等	会議室101		6,300円	8,400円	8,400円	
	会議室102		2,000円	2,700円	2,700円	
	会議室103		2,100円	2,800円	2,800円	
	会議室301		1,300円	1,800円	1,800円	
	会議室302		4,400円	5,900円	5,900円	
	会議室303		1,700円	2,300円	2,300円	
	会議室304		1,400円	1,900円	1,900円	
	会議室305		3,600円	4,900円	4,900円	
	会議室306		2,900円	3,800円	3,800円	
	談話室3A		600円	800円	800円	
	談話室3B		600円	800円	800円	
体育館その他附属施設	体育館	体育の用に供する場合	全部利用の場合 1時間につき 1,600円			
		に供する場合	2分の1の面積を1単位とする利用の場合 1時間につき 800円			
			4分の1の面積を1単位とする利用の場合 1時間につき 400円			
	体育の用に供しない場合		25,000円	33,400円	33,400円	
	プレイルーム	軽運動の用に供する場合		2,400円	3,200円	3,200円
		軽運動の用に供しない場合		4,800円	6,400円	6,400円
テニスコート		1面1時間につき 400円				
宿泊施設等	和室(A)	1人利用の場合		1人1泊につき 4,300円		
		2人利用の場合		1人1泊につき 3,800円		
		3～8人利用の場合		1人1泊につき 2,900円		

和室 (B)	1人利用の場合		1人1泊につき 4,300円
	2人利用の場合		1人1泊につき 3,800円
	3～8人利用の場合		1人1泊につき 2,900円
和室 (C)	宿泊利用 の場合	1人利用の場合	1人1泊につき 2,900円
		2人利用の場合	1人1泊につき 2,600円
		3～8人利用の場合	1人1泊につき 2,000円
	宴会の用 に供する 場合	1室利用の場合	1時間につき 500円
		2室利用の場合	1時間につき 900円
		3室利用の場合	1時間につき 1,400円
洋室	1人利用の場合		1人1泊につき 3,900円
	2人利用の場合		1人1泊につき 3,500円
特別室 (洋室)	1人利用の場合		1人1泊につき 5,900円
	2人利用の場合		1人1泊につき 5,400円
	3人利用の場合		1人1泊につき 4,500円
ホール			1時間につき 2,500円

備考

- 1 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 2 会議室等又は体育館その他附属施設（体育館を体育の用に供する場合及びテニスコートを除く。）について、利用時間を繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、繰上時間1時間について夜間の区分に係る使用料の2割5分に相当する額を徴収する。
- 3 利用時間の単位が1時間である場合、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 4 施設利用者が宿泊施設等の使用料を納付する前に当該施設の利用を取り消した場合における使用料は、この表に定める使用料に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 利用日の3日前又は2日前に利用を取り消した場合 100分の20
 - (2) 利用日の前日に利用を取り消した場合 100分の50
 - (3) 利用日の当日に利用を取り消した場合 100分の100
- 5 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定め

る実費相当額を徴収する。

6 会議室等又は体育館その他附属施設の利用について営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。

7 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、宿泊利用の場合又は前項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

2 附属設備使用料

区分	単位	金額
テニスコート用照明設備	1面30分につき	150円

(春日井市青少年女性センター条例の一部改正)

第9条 春日井市青少年女性センター条例（平成2年春日井市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第4条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間
第1会議室	2,000円	2,700円	2,700円
第2会議室	1,800円	2,400円	2,400円
第3会議室	1,600円	2,100円	2,100円
第4会議室	1,600円	2,100円	2,100円
料理教室	3,900円	5,300円	5,300円
研修室	3,100円	4,100円	4,100円
視聴覚室	5,000円	6,600円	6,600円
和室（A）	800円	1,100円	1,100円
和室（B）	600円	800円	800円
小ホール軽運動の用に供する場合	2,500円	3,300円	3,300円

ル	軽運動の用に供しない場合	5,000円	6,600円	6,600円
第1集会室		1,400円	1,900円	1,900円
第2集会室		2,100円	2,900円	2,900円
実習室		4,100円	5,500円	5,500円
講習室		3,000円	4,100円	4,100円
軽運動室	軽運動の用に供する場合	2,600円	3,500円	3,500円
	軽運動の用に供しない場合	5,200円	7,000円	7,000円
多目的ホール	体育全部利用の場合	1時間につき 900円		
	の用に供する 3分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 300円		
	に供する 6分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 150円		
	体育の用に供しない場合	15,100円	20,100円	20,100円

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 利用時間の単位が1時間である場合、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

(春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例の一部改正)

第10条 春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例（平成29年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第10条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると指定管理者

が認める」を削る。

別表「1 会議室」の表及び「2 体育館」の表を次のように改める。

1 会議室

区分	単位	金額
大会議室	午前、午後、夜間それぞれにつき	3,000円
小会議室	午前、午後、夜間それぞれにつき	1,000円
会議室A	午前、午後、夜間それぞれにつき	2,000円
会議室B	午前、午後、夜間それぞれにつき	2,000円

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時まで、「夜間」とは午後5時から午後8時までをいう。
- 単位時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金のほか、超過又は繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、1時間に相当する額(100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を徴収する。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に指定管理者が定める実費相当額を徴収する。
- 営利を目的とする場合の利用料金の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の利用料金の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。

2 体育館

	区分	単位	金額
体育の用に 供する場合	全部利用の場合	1時間につき	1,600円
	2分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき	800円
	4分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき	400円

	位とする利用の場合		
	6分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき	300円
体育の用に供しない場合		1時間につき	6,300円

備考 「1 会議室」の表備考第3項から第5項までの規定は、この表について準用する。

(春日井市西藤山台運動交流ひろば条例の一部改正)

第11条 春日井市西藤山台運動交流ひろば条例（令和5年春日井市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第9条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表「1 体育館」の表を次のように改める。

1 体育館

施設名	区分		単位	金額
アリーナ	体育の用に供する場合	全部利用の場合	1時間につき	1,600円
		2分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき	800円
		4分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき	400円
		6分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき	300円
	体育の用に供しない場合		1時間につき	5,600円
会議室			1時間につき	300円
多目的スペース	体育の用に供する場合		1時間につき	200円
	体育の用に供しない場合		1時間につき	600円

備考

- 1 単位時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、超過又は繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表に定める使用料の額を徴収する。

- 2 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 3 営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 4 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

(春日井市ふれあい農業公園条例の一部改正)

第12条 春日井市ふれあい農業公園条例（平成30年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の3日前」を「第8条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると指定管理者が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第10条関係）

区分		単位	金額
農業体験農園		1平方メートル当たり1年につき	600円
貸し農園			
収穫体験農園		1人につき	150円
多目的室	児童の居場所確保事業の用に供するとき	放課後（休業日にあつては、午前8時から午後5時までの利用1月につき	4,000円
		放課後（休業日にあつては、午前8時から午後6時までの利用1月につき	5,000円
		放課後（休業日にあつては、午前8時から午後7時までの利用1月につき	6,000円
	その他	30分につき	700円
バーベキュースペース		1人2時間につき	150円
シャワー室		15分につき	100円

備考

- 1 この表において「放課後」とは、小学校の授業の終了時刻をいう。
- 2 この表において「休業日」とは、小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末の休業日（授業日と相互に振り替えられたことにより休業日となった日を含む。）をいう。
- 3 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に指定管理者が定める実費相当額を徴収する。
- 4 夏季休業日における児童の居場所確保事業の用に供する場合の多目的室の利用料金は、この表に定める利用料金に1,200円を加算した額とする。
- 5 営利を目的とする場合の多目的室のその他の利用料金の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 6 市内に在住、在勤又は在学しない者が使用する場合の利用料金の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、児童の居場所確保事業の用に供するときに多目的室を利用する場合、シャワー室を利用する場合又は前項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

（春日井市朝宮公園条例の一部改正）

第13条 春日井市朝宮公園条例（平成28年春日井市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「する者」の次に「（次項において「利用申請者」という。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 利用申請者は、利用の申請に際し、市長が定める基準に従い、あらかじめ施設等の利用登録を行い、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第7条第4項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第5条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認め

る」を削る。

第8条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

別表「1 施設使用料」の表を次のように改める。

1 施設使用料

区分		単位	金額	
陸上競技場	専用 利用	全面	2時間につき	7,800円
		2分の1	2時間につき	3,900円
	個人 利用	一般	1人1回につき	300円
			回数利用券 (11枚つづり)	3,000円
		中学生以下	1人1回につき	150円
			回数利用券 (11枚つづり)	1,500円
	諸室	本部室	2時間につき	700円
		審判員控室	2時間につき	700円
		役員室	2時間につき	500円
		選手控室	1室2時間につき	1,400円
		放送室	2時間につき	300円
記録室		2時間につき	900円	
野球場		2時間につき	1,900円	
テニスコート	1面	1時間につき	400円	
多目的広場	全面	2時間につき	3,900円	
	2分の1	2時間につき	1,900円	
多目的活動室		1時間につき	1,300円	

備考

- 1 陸上競技場（個人利用を除く。）、テニスコート、多目的広場及び多目的活動室の利用について入場料又はこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 2 アマチュアスポーツのために利用する場合（前項に規定する場合を除く。）に係る陸上競技場の諸室の使用料の額は、表に定める金額に2分の1を乗じて得た金額とする。

- 3 規則で定める利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、1時間に相当する額を徴収する。
- 4 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 5 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2（陸上競技場の個人利用にあつては、1.5）を乗じて得た金額とする。ただし、第1項の規定の適用を受ける場合又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が陸上競技場の個人利用をする場合にあつては、この限りでない。

（春日井市勝川駅前公営施設条例の一部改正）

第14条 春日井市勝川駅前公営施設条例（平成20年春日井市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項第3号中「利用の日の14日（ホテルプラザ勝川催事場・会議室にあつては、2日）前」を「第8条第1項の許可を受けた利用開始時刻（ホテルプラザ勝川催事場・会議室にあつては、利用の日の2日前）」に改め、「場合において相当の理由があると指定管理者が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第10条関係）

1 ホテルプラザ勝川催事場・会議室

区分		金額	
		2時間まで	2時間を超える時間について1時間につき
第1催事場	(A)	円 71,400	円 35,700
	(B)	272,100	136,050
	(C)	363,000	181,500
第2催事場	(A)	71,400	35,700
	(B)	272,100	136,050

	(C)	363,000	181,500
第3催事場	(A)	26,900	13,450
	(B)	94,500	47,250
	(C)	121,000	60,500
第4催事場	(A)	9,900	4,950
	(B)	30,000	15,000
	(C)	43,500	21,750
第5催事場 (和室)	(A)	14,000	7,000
	(B)	42,500	21,250
	(C)	60,500	30,250
第6催事場	(A)	6,100	3,050
	(B)	18,500	9,250
	(C)	24,200	12,100
第7催事場	(A)	6,100	3,050
	(B)	18,500	9,250
	(C)	24,200	12,100
会議室	(A)	20,800	10,400
	(B)	73,000	36,500
	(C)	96,800	48,400

備考

1 この表中 (A) は市内に在住、在勤又は在学する者、これらの者で構成される団体又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人等(以下「市民等」という。)が利用する場合で、かつ、収益を目的として入場料又はこれに類するものを徴収する場合及び収益を目的として企業活動に利用する場合(以下「収益を目的として利用する場合」という。)以外の場合の額、(B) は市民等以外の者が利用する場合で、かつ、収益を目的として利用する場合以外の場合の額、(C) は収益を目的として利用する場合の額とする。

2 利用時間外に利用する場合の1時間当たりの額は、それぞれ別表右欄に定める額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 ルネック催事場・会議室

区分		金額 (1時間につき)
多目的ホール	(A)	円

		1,700
	(B)	2,500
	(C)	5,100
会議室A	(A)	1,700
	(B)	2,500
	(C)	5,100
会議室B	(A)	1,200
	(B)	1,700
	(C)	3,500
カルチャールーム	(A)	1,000
	(B)	1,500
	(C)	3,000

備考 「1 ホテルプラザ勝川催事場・会議室」の表備考第1項の規定は、この表において準用する。

3 ルネックススポーツクラブ

区分			金額	
一般	1回	(A)	円 1,300	
		(B)	1,900	
	利用回数券	6枚	(A)	6,500
			(B)	9,500
		11枚	(A)	11,700
			(B)	17,100
個人会員	月会費	(A)	5,200	
		(B)	7,600	
法人会員	年会費	1月につき	(A)	260,000
		利用券40枚	(B)	380,000
		1月につき	(A)	520,000
		利用券100枚	(B)	760,000

備考 この表中 (A) は市民等が利用する場合の額、(B) は市民等以外の者が利用する場合の額とする。

(春日井市都市緑化植物園条例の一部改正)

第15条 春日井市都市緑化植物園条例（昭和63年春日井市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第4条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		金額		
		午前	午後	全日
第1研修室	(A)	1,900円	2,600円	
	(B)	3,800円	5,200円	
第2研修室	(A)	3,200円	4,300円	
	(B)	6,400円	8,600円	
展示室	(A)	4,400円	5,900円	9,100円
	(B)	8,800円	11,800円	18,200円
ボート		1艇につき30分まで 400円		

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。
- この表中（A）は入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合の使用料、（B）は入場料等を徴収する場合又は営利を目的とする場合の使用料とする。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、ボートを利用する場合又は（B）の使用料の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

（春日井市立公園条例の一部改正）

第16条 春日井市立公園条例（昭和57年春日井市条例第22号）の一部を次のよう

に改正する。

第3条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長が定める公園施設を利用しようとする者は、利用の申請に際し、市長が定める基準に従い、あらかじめ公園施設の利用登録を行い、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第11条第1項中「第3項の」を「第4項の」に改め、同条第4項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「利用許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において、相当の理由があると市長が認める」を削る。

第12条の11第1項中「第3項の」を「第4項の」に改める。

第18条第1号中「第3項」を「第4項」に、「同条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第2号中「同条各号」を「第4条各号」に改める。

別表第3有料公園施設を利用する場合の部高森山公園テニスコートの項中「300」を「400」に改め、同表備考に次の2項を加える。

10 営利を目的とする場合の高森山公園テニスコート（有料公園施設として利用する場合に限る。）の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。

11 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の高森山公園テニスコート（有料公園施設として利用する場合に限る。）の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

（春日井市健康管理施設条例の一部改正）

第17条 春日井市健康管理施設条例（平成2年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限り

でない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第5条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表「3 保健センターの施設」の表を次のように改める。

3 保健センターの施設

区分		金額		
		午前	午後	夜間
和室		1,800円	2,400円	2,400円
料理教室		2,800円	3,800円	3,800円
体育室兼 運動訓練 室	全部利用の場合	1時間につき 800円		
	2分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 400円		
	4分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 200円		
軽運動室		1時間につき 400円		
卓球場		卓球台1台1時間につき 150円		

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 利用時間の単位が1時間である場合、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 営利を目的とする場合（卓球場を利用する場合を除く。）の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。

（春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和49年春日井市条例

第58号)の一部を次のように改正する。

第6条中「使用者」を「公民館を使用しようとする者」に改める。

第8条中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同条第3号中「使用の日の10日前」を「第5条第1項の許可を受けた使用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると教育委員会が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

名称	区分		金額		
			午前	午後	夜間
中央公民館	テニスコート		1面1時間につき 400円		
知多公民館	料理・多目的室	料理の用に供する場合	2,100円	2,900円	2,900円
		料理の用に供しない場合	1,700円	2,300円	2,300円
	第1集会室		2,800円	3,700円	3,700円
	第2集会室		1,800円	2,400円	2,400円
	第3集会室		1,500円	2,000円	2,000円
	第4集会室		1,100円	1,500円	1,500円
	ホール	体育の用に供する場合	全部利用の場合	1時間につき 1,600円	
2分の1の面積を1単位とする利用の場合			1時間につき 800円		
4分の1の面積を1単位とする利用の場合			1時間につき 400円		
体育の用に供しない場合		22,600円	30,200円	30,200円	
鷹来公民館	料理・多目的室	料理の用に供する場合	2,500円	3,300円	3,300円
		料理の用に供しない場合	2,000円	2,600円	2,600円
	第1集会室		700円	900円	900円
	第2集会室		1,200円	1,600円	1,600円
	第3集会室		1,200円	1,600円	1,600円
	第4集会室		600円	900円	900円
	音楽室		1,400円	1,900円	1,900円

	軽運動室	軽運動の用に供する場合		800円	1,100円	1,100円
		軽運動の用に供しない場合		1,700円	2,200円	2,200円
実習室				1,900円	2,600円	2,600円
	ホール	体育の用に供する場合	全部利用の場合	1時間につき 800円		
			2分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 400円		
			4分の1の面積を1単位とする利用の場合	1時間につき 200円		
		体育の用に供しない場合		9,400円	12,600円	12,600円
坂下公民館	料理教室			2,600円	3,500円	3,500円
	第1集会室			800円	1,100円	1,100円
	第2集会室			800円	1,100円	1,100円
	第3集会室			1,000円	1,400円	1,400円
	第4集会室			1,000円	1,400円	1,400円
	第5集会室(和室)			1,500円	2,000円	2,000円
	ホール	体育の用に供する場合	全部利用の場合	1時間につき 800円		
2分の1の面積を1単位とする利用の場合			1時間につき 400円			
4分の1の面積を1単位とする利用の場合			1時間につき 200円			
体育の用に供しない場合		11,600円	15,400円	15,400円		
東部公民館	料理教室			4,400円	5,900円	5,900円
	第1集会室			3,000円	4,000円	4,000円
	第2集会室			2,800円	3,800円	3,800円
	第3集会室			2,100円	2,800円	2,800円
	和室					5,500円
	研修室			1,500円	2,000円	2,000円
	セミコンサート・リハーサル室			2,300円	3,100円	3,100円
	第1音楽室			1,900円	2,600円	2,600円
	第2音楽室			1,400円	1,900円	1,900円
	第1軽運動室	軽運動の用に供する場合		1,300円	1,700円	1,700円
		軽運動の用に供しない場合		2,600円	3,500円	3,500円
	第2軽運動室	軽運動の用に供する場合		1,100円	1,400円	1,400円
		軽運動の用に供しない場合		2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室			4,200円	5,600円	5,600円

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。

- 2 使用時間の単位が1時間である場合、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 4 市内に在住、在勤又は在学しない者が使用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。

(春日井市道風記念館条例の一部改正)

第19条 春日井市道風記念館条例（昭和56年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「熟覧、模写、撮影等（以下「特別利用」という。）」を「特別利用（画像利用及び撮影をいう。以下同じ。）」に改める。

第11条第2項中「それらの全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第4号中「利用の日の20日前」を「第8条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表第1個人の部一般の項中「500円」を「600円」に改め、同表団体（20人以上）の部一般の項中「400円」を「500円」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	単位	金額
画像利用	1回1点につき	2,000円
撮影	1回1点につき	4,000円

別表第3（第10条関係）

区分	用途	単位	金額		
			(A)	(B)	
第1展示室兼 会議室 第2展示室兼 会議室	書に関する展覧会、 講演会、研究会等	各室に つき	午前	2,400円	4,800円
			午後	3,200円	6,400円
			夜間	3,200円	6,400円
			全日	7,400円	14,800円

ホール展示壁	市長が適当と認める書に関する展示	全日	5,000円以内において市長が定める額
--------	------------------	----	---------------------

備考

- 1 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 この表中（A）は入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合の使用料、（B）は入場料等を徴収する場合の使用料とする。
- 3 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 4 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、（B）の使用料の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。

（春日井市体育館条例の一部改正）

第20条 春日井市体育館条例（昭和60年春日井市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「する者」の次に「（次項において「利用申請者」という。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 利用申請者は、利用の申請に際し、市長が定める基準に従い、あらかじめ体育館の施設等の利用登録を行い、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第6条第5項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第4条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

第7条中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

1 総合体育館競技場等使用料

区分				金額			
				午前	午後	夜間	全日
第1 競技場	アマチュアスポーツのために利用する場合	平日	全部利用の場合 (A)	9,100円	12,200円	14,600円	32,300円
			(B)	27,300円	36,600円	43,800円	96,900円
		3分の1の面積を1単位とする利用の場合		3,000円	4,000円	4,800円	10,700円
		日曜日、土曜日	全部利用の場合 (A)	10,900円	14,600円	17,500円	38,700円
			(B)	32,700円	43,800円	52,500円	116,100円
		曜日及び休日	3分の1の面積を1単位とする利用の場合	3,600円	4,800円	5,800円	12,900円
	その他の場合	平日	(A)	36,400円	48,800円	58,400円	129,200円
			(B)	145,600円	195,200円	233,600円	516,800円
		日曜日、土曜日及び休日	(A)	43,600円	58,500円	70,000円	155,000円
			(B)	174,400円	234,000円	280,000円	620,000円
第2 競技場	アマチュアスポーツのために利用する場合	全部利用の場合	(A)	4,200円	5,700円	5,900円	15,600円
			(B)	10,000円	13,500円	14,400円	35,600円
		2分の1の面積を1単位とする利用の場合	2,100円	2,800円	2,900円	7,800円	
	その他の場合	(A)	12,900円	17,400円	18,700円	45,600円	
		(B)	47,700円	64,200円	70,300円	165,600円	
	小ホール兼卓球場	全部利用の場合	1,400円	1,900円	2,100円	5,000円	
一部利用の場合		1時間につき150円以内において市長が定める額					
柔道場			(A)	2,700円	3,700円	3,900円	10,000円
			(B)	6,900円	9,500円	10,300円	25,000円
剣道場			(A)	2,700円	3,700円	3,900円	10,000円
			(B)	6,900円	9,500円	10,300円	25,000円
弓道場			(A)	1,400円	1,900円	2,100円	5,000円
			(B)	4,200円	5,700円	6,300円	15,000円
フィットネスルーム			(A)	1時間につき 1,300円			

	(B) 1時間につき	3,900円
--	------------	--------

備考

- 1 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 この表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 この表中（A）は入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合の使用料、（B）は入場料等を徴収する場合の使用料とする。
- 4 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前9時以前及び正午から午後1時までの使用料は午前の区分の1時間に相当する額を、午後5時から午後6時までの使用料は午後の区分の1時間に相当する額を、午後9時30分以降の使用料は夜間の区分の1時間に相当する額（これらの額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を徴収する。
- 5 利用者が入場料等を徴収しない場合において、その利用が営利を目的とするときの使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 第1競技場及び第2競技場 「その他の場合」の（B）に定める額
 - (2) 柔道場、剣道場、弓道場及びフィットネスルーム （B）に定める額
 - (3) 小ホール兼卓球場 この表に定める額に3を乗じて得た額
- 6 第1競技場、第2競技場、柔道場、剣道場及び弓道場において市長が不特定多数の者に利用させるために指定した日に利用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 一般 1人1回につき400円

(2) 中学生以下の者 1人1回につき150円

7 特別の設備若しくは器具を設けて電力を使用する場合、第1競技場において冷暖房設備を使用する場合又は第1競技場、第2競技場、柔道場若しくは剣道場において平常を超える照明を付加する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

8 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額（第6項第1号の適用を受ける場合にあっては、600円）とする。ただし、第5項の規定の適用を受ける場合又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が第6項の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。

2 総合体育館会議室等使用料

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
大会議室	一般	円 7,000	円 9,400	円 9,400	円 23,100
	アマチュアスポーツ団体	3,500	4,700	4,700	11,500
中会議室	一般	3,600	5,000	5,000	12,300
	アマチュアスポーツ団体	1,800	2,500	2,500	6,100
小会議室	一般	2,100	2,900	2,900	7,200
	アマチュアスポーツ団体	1,000	1,400	1,400	3,600
第1役員室	一般	2,400	3,200	3,200	8,000
	アマチュアスポーツ団体	1,200	1,600	1,600	4,000
第2役員室	一般	2,400	3,200	3,200	8,000
	アマチュアスポーツ団体	1,200	1,600	1,600	4,000
予備室	一般	600	800	800	2,000
	アマチュアスポーツ団体	300	400	400	1,000

備考

- 1 「1 総合体育館競技場等使用料」の表備考第1項及び第4項の規定は、この表において準用する。
- 2 第1競技場を使用する者が予備室を併せて利用するときの予備室の使用料は、無料とする。
- 3 施設利用者が入場料等を徴収しない場合において、その利用が営利を目的とするときの使用料の額は、「一般」の欄に定める額に3を乗じて得た額とする。
- 4 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 5 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

3 総合体育館附属設備使用料

区分	単位	金額
照明装置	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	2,000円以内で市長が定める額
放送設備	午前、午後、夜間、1時間それぞれ1式につき	3,000円以内で市長が定める額
電光掲示板	午前、午後、夜間それぞれ1式につき	500円
その他の設備	午前、午後、夜間それぞれ1式又は1回につき	3,000円以内で市長が定める額

備考 「1 総合体育館競技場等使用料」の表備考第1項の規定は、この表において準用する。

4 総合体育館ロビー等使用料

単位	金額
午前、午後、夜間それぞれ1平方メートルにつき	300円

備考

- 1 この表は、施設利用者等がロビー等において物品等の販売その他営利

を目的として利用する場合に適用する。

- 2 「1 総合体育館競技場等使用料」の表備考第1項の規定は、この表において準用する。

別表第2（第6条関係）

1 総合体育館運動広場使用料

区分	単位	金額
アマチュアスポーツのために利用する場合	2時間につき	1,400円
その他の場合	2時間につき	4,200円

備考

- 1 規則で定める利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、1時間に相当する額を徴収する。
- 2 入場料等を徴収し、又は営利を目的とする場合の使用料の額は、「その他の場合」に定める額とする。
- 3 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 4 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

2 総合体育館運動広場照明設備使用料

単位	金額
30分につき	350円

別表第3（第6条関係）

1 落合公園体育館競技場使用料

区分	金額				
	午前	午後1	午後2	夜間	全日
アマチュア 全部利用 (A)	円	円	円	円	円

アスポートのため に利用する 場合	の場合		5,800	5,800	5,800	8,700	23,400
		(B)	17,400	17,400	17,400	26,100	70,200
	2分の1の面積 を1単位とする 利用の場合			2,900	2,900	2,900	4,300
その他の場合		(A)	23,200	23,200	23,200	34,800	93,600
		(B)	92,800	92,800	92,800	139,200	374,400

備考

- 1 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後1」とは正午から午後3時まで、「午後2」とは午後3時から午後6時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 この表中(A)は入場料等を徴収しない場合の使用料、(B)は入場料等を徴収する場合の使用料とする。
- 3 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、午前9時以前の使用料は午前の区分の1時間に相当する額を、午後9時以降の使用料は夜間の区分の1時間に相当する額(これらの額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を徴収する。
- 4 利用者が入場料等を徴収しない場合において、その利用が営利を目的とするときの使用料の額は、「その他の場合」の(B)に定める額とする。
- 5 市長が不特定多数の者に利用させるために指定した日に利用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 一般 1人1回につき400円
 - (2) 中学生以下の者 1人1回につき150円
- 6 特別の設備若しくは器具を設けて電力を使用する場合又は平常を超える照明を付加する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 7 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、

表に定める金額に2を乗じて得た金額（第5項第1号の適用を受ける場合にあっては、600円）とする。ただし、第4項の規定の適用を受ける場合又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が第5項の適用を受ける場合その他市長が認める場合にあっては、この限りでない。

2 落合公園体育館会議室使用料

区分			金額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日
第1 会 議 室	アマチュアスポーツのために利用する場合	(A)	円 800	円 800	円 800	円 1,200	円 3,400
		(B)	2,400	2,400	2,400	3,600	10,200
	その他の場合	(A)	1,600	1,600	1,600	2,400	6,800
		(B)	4,800	4,800	4,800	7,200	20,400
第2 会 議 室	アマチュアスポーツのために利用する場合	(A)	700	700	700	1,000	2,900
		(B)	2,100	2,100	2,100	3,000	8,700
	その他の場合	(A)	1,400	1,400	1,400	2,100	5,800
		(B)	4,200	4,200	4,200	6,300	17,400

備考

- 「1 落合公園体育館競技場使用料」の表備考第1項から第4項までの規定は、この表において準用する。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、(B)の使用料の適用を受ける場合その他市長が認める場合にあっては、この限りでない。

3 落合公園体育館附属設備使用料

区分	単位	金額
放送設備	午前、午後1、午後2、夜間それぞれ1式につき	1,000円
電光掲示板	午前、午後1、午後2、夜間そ	500円

	れぞれ1式につき	
その他の設備	午前、午後1、午後2、夜間それぞれ1式又は1回につき	600円以内で市長が定める額

備考 「1 落合公園体育館競技場使用料」の表備考第1項の規定は、この表において準用する。

4 落合公園体育館ロビー等使用料

単位	金額
午前、午後1、午後2、夜間それぞれ1平方メートルにつき	300円

備考

- この表は、施設利用者等がロビー等において物品等の販売その他営利を目的として利用する場合に適用する。
- 「1 落合公園体育館競技場使用料」の表備考第1項の規定は、この表において準用する。

(春日井市温水プール条例の一部改正)

第21条 春日井市温水プール条例（平成5年春日井市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の20日前」を「第4条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 温水プール等使用料

区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日
専用 利用	50メ ートル プール	平日	28,300円	37,800円	28,300円	84,900円
		日曜日、土曜日 及び休日	42,400円	56,700円	42,400円	127,400円
		1日コース1	4,600円			

		時間につき			
	ミーティング室	900円	1,200円	1,200円	3,000円
	大会準備室	1,800円	2,400円	2,400円	5,900円
	選手控室	500円	600円	600円	1,400円
	来賓室	600円	700円	700円	1,800円
個人 利用	一般	1人1回につき 600円			
	少年	1人1回につき 300円			
団体 利用	一般	1人1回につき 550円			
	少年	1人1回につき 250円			

備考

- この表中「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設の一部を専用して利用することをいう。
- この表中「団体利用」とは、同時に入場する人員が20人以上の場合に適用する。
- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- この表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- この表中「少年」とは、中学生以下の者をいう。
- 個人利用に係る使用料は、次に定める回数利用券の購入により納付することができる。

区分	金額
3,300円回数利用券	3,000円
6,600円回数利用券	6,000円

- 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間について夜間の区分に係る使用料の2割に相当する額を徴収する。
- 特別の設備若しくは器具を設けて電力を使用する場合又は平常を超える照明を付加する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

9 専用利用について営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。

10 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2（個人利用又は団体利用にあつては、1.5）を乗じて得た金額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が個人利用若しくは団体利用をする場合にあつては、この限りでない。

2 トレーニング室使用料

区分		金額
トレーニング室	一般	1人1回につき 400円
	中学生	1人1回につき 150円
トレーニング室回数 利用券（11枚つづり）	一般	4,000円
	中学生	1,500円

備考 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に1.5を乗じて得た金額とする。ただし、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が利用する場合は、この限りでない。

3 附属設備使用料

区分	単位	金額
放送設備	1日1回1式につき	2,000円
水泳競技器具（自動審判計時装置を除く。）	1日1回1式につき	5,000円
自動審判計時装置	1日1回1式につき	2,000円

4 ロビー等使用料

単位	金額
午前、午後、夜間それぞれ1平方メートルにつき	300円

備考

1 この表は、施設利用者等がロビー等において物品等の販売その他営利を目的として利用する場合に適用する。

2 「1 温水プール等使用料」の表備考第3項の規定は、この表において準用する。

(春日井市民球場条例の一部改正)

第22条 春日井市民球場条例（昭和55年春日井市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「する者」の次に「(次項において「利用申請者」という。)」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用申請者は、利用の申請に際し、市長が定める基準に従い、あらかじめ球場の施設等の利用登録を行い、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第9条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第7条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削る。

第11条中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第9条関係）

1 グラウンド使用料

区分	単位	金額	
		一般	高等学校生徒以下
入場料又はこれに類するものを徴収する場合	1回につき	円 12,400	円 6,200
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	1回につき	6,200	3,100

備考

1 使用回数の計算は、次に定める使用単位をそれぞれ1回とする。

(1) 1月4日から4月30日まで及び9月1日から12月28日まで

ア 午前8時50分から午前11時20分まで

イ 午前11時30分から午後2時まで

ウ 午後2時10分から午後4時40分まで

(2) 5月1日から8月31日まで

ア 午前8時から午前10時30分まで

イ 午前10時40分から午後1時10分まで

ウ 午後1時20分から午後3時50分まで

エ 午後4時から午後6時30分まで

2 規則で定める利用時間を繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、1時間に相当する額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を徴収する。

3 職業野球その他営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表に定める一般の使用料の額の10倍以内において市長が定める額とする。

4 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。

2 附属設備使用料

区分	単位	金額
放送設備	1回につき	円 1,500
スコアボード	1回につき	1,500
更衣室	1回につき	1,000

備考 「1 グラウンド使用料」の表備考第1項の規定は、この表において準用する。

(春日井市青年の家条例の一部改正)

第23条 春日井市青年の家条例（平成6年春日井市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第4条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると教育委員会が認める」を削る。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定による措置によって生じた損害については、教育委員会は、その責めを負わない。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 施設使用料

区分		金額		
		午前	午後	夜間
ホール	研修等	5,000円	6,700円	6,700円
	その他	10,000円	13,400円	13,400円
第1研修室	研修等	1,000円	1,300円	1,300円
	その他	2,000円	2,700円	2,700円
第2研修室	研修等	300円	500円	500円
	その他	700円	1,000円	1,000円
第3研修室	研修等	300円	500円	500円
	その他	700円	1,000円	1,000円
第4研修室	研修等	1,000円	1,300円	1,300円
	その他	2,000円	2,700円	2,700円
和室（A）	研修等	300円	500円	500円
	その他	700円	1,000円	1,000円
和室（B）	研修等	300円	500円	500円
	その他	700円	1,000円	1,000円
和室（C）	研修等	1,200円	1,600円	1,600円
	その他	2,400円	3,200円	3,200円
会議室	研修等	300円	400円	400円
	その他	700円	900円	900円
プレイルーム	研修等	1,500円	2,000円	2,000円
	その他	3,100円	4,100円	4,100円
料理実習室		1回につき 500円		

備考

- 1 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 2 この表中「研修等」とは、研修及び音楽、芸能等の練習の用に供する場合をいう。
- 3 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときの電気料については、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 4 市内に在住、在勤又は在学しない者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。

2 附属設備使用料

区分		単位	金額		備考
			研修等利用	その他利用	
ピアノ	セミコンサート	午前、午後、夜間それぞれ1台につき	円 1,000	円 2,000	調律料を含まない。
音響調整設備		午前、午後、夜間それぞれ1式につき	1,000	2,000	

備考 「1 施設使用料」の表備考第1項及び第2項の規定は、この表において準用する。

(春日井市少年自然の家条例の一部改正)

第24条 春日井市少年自然の家条例（昭和57年春日井市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の20日前」を「第6条第1項の許可を受けた利用開始時刻（宿泊利用にあつては、利用の日の20日前）」に改め、「場合において相当の理由があると教育委員会が認める」を削る。

第10条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 宿泊施設等使用料

区分		金額		
		午前	午後	夜間
宿泊施設		1室1泊につき 1,800円		
研修施設	第1研修室	1,100円	1,100円	1,200円
	第2研修室	1,800円	1,800円	2,000円
	和室(大)	1,100円	1,100円	1,300円
	和室(小)	700円	700円	800円
	会議室	1,900円	1,900円	2,100円
	談話室	1,100円	1,100円	1,300円
	工作室	1時間につき 500円		
プレイホール		6,700円	6,700円	7,600円

備考

- この表中「午前」とは午前8時30分から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時30分まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒が教育活動の一環として利用する場合の使用料は、無料とする。
- 宿泊施設の利用者が当該施設の利用時間内に談話室を利用する場合は、当該談話室の使用料は、無料とする。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときの電気料、シーツ等のクリーニング代及び活動用等材料代については、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者（団体の利用にあつては、当該団体の活動拠点が市内にないもの）が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、宿泊利用に伴い研修施設若しくはプレイホールを利用する場合又は前項の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りでない。

2 キャンプ施設使用料

区分		単位	金額		
			朝	昼	夕
テント	4人用	1張1泊につき	400円		
	6人用	1張1泊につき	500円		
	8人用	1張1泊につき	600円		
野外炊事場		1炉につき	100円	200円	100円

備考

- 1 この表中「朝」とは午前6時から午前8時30分まで、「昼」とは午前10時から午後2時30分まで、「夕」とは午後3時から午後6時30分までをいう。
- 2 「1 宿泊施設等使用料」の表備考第2項、第5項及び第6項の規定は、この表において準用する。

3 附属設備使用料

区分	単位	金額
毛布	1枚1泊につき	100円
炊事用品	1点1回につき	100円以内において市長が定める額

備考 「1 宿泊施設等使用料」の表備考第2項の規定は、この表において準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 令和8年10月1日
 - (2) 第4条の規定、第5条中春日井市東部市民センター条例別表第1及び別表第2の改正規定、第8条、第14条及び第19条の規定、第20条中春日井市体育館条例別表第3の改正規定（同表「2 落合公園体育館会議室使用料」の表

から「4 落合公園体育館ロビー等使用料」の表までの規定に係る部分に限る。)、第21条中春日井市温水プール条例別表の改正規定(同表「3 附属設備使用料」及び「4 ロビー等使用料」に係る部分に限る。)並びに第24条の規定 令和9年4月1日

(3) 第7条の規定 令和9年10月1日

(準備行為)

2 改正後の各条例の規定中利用の許可、使用料及び利用料金の納付その他施設を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第1条の規定による改正後の春日井市社会福祉施設条例、第2条の規定による改正後の春日井市福祉の里条例、第3条の規定による改正後の春日井市福祉文化体育館条例、第5条の規定(春日井市東部市民センター条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)による改正後の春日井市東部市民センター条例、第6条の規定による改正後の春日井市ふれあいセンター条例、第9条の規定による改正後の春日井市青少年女性センター条例、第10条の規定による改正後の春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例、第11条の規定による改正後の春日井市西藤山台運動交流ひろば条例、第12条の規定による改正後の春日井市ふれあい農業公園条例、第13条の規定による改正後の春日井市朝宮公園条例、第15条の規定による改正後の春日井市都市緑化植物園条例、第16条の規定による改正後の春日井市立公園条例、第17条の規定による改正後の春日井市健康管理施設条例、第18条の規定による改正後の春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例、第20条の規定(春日井市体育館条例別表第3の改正規定(同表「2 落合公園体育館会議室使用料」の表から「4 落合公園体育館ロビー等使用料」の表までの規定に係る部分に限る。)を除く。)による改正後の春日井市体育館条例、第21条の規定(春日井市温水プール条例別表の改正規定(同表「3 附属設備使用料」の表及び「4 ロビー等使用料」の表に係る部分に限る。)を除

く。)による改正後の春日井市温水プール条例、第22条の規定による改正後の春日井市民球場条例及び第23条の規定による改正後の春日井市青年の家条例の規定は、令和9年1月1日以後の利用の許可を受ける者に係るものについて適用し、同日前の利用の許可を受ける者に係るものについては、なお従前の例による。

4 第4条の規定による改正後の春日井市文芸館条例、第5条の規定（春日井市東部市民センター条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の春日井市東部市民センター条例、第8条の規定による改正後のグリーンパレス春日井条例、第14条の規定による改正後の春日井市勝川駅前公営施設条例、第19条の規定による改正後の春日井市道風記念館条例、第20条の規定（春日井市体育館条例別表第3の改正規定（同表「2 落合公園体育館会議室使用料」の表から「4 落合公園体育館ロビー等使用料」の表までの規定に係る部分に限る。）に限る。）による改正後の春日井市体育館条例、第21条の規定（春日井市温水プール条例別表の改正規定（同表「3 附属設備使用料」の表及び「4 ロビー等使用料」の表に係る部分に限る。）に限る。）による改正後の春日井市温水プール条例及び第24条の規定による改正後の春日井市少年自然の家条例の規定は、令和9年4月1日以後の利用の許可を受ける者に係るものについて適用し、同日前の利用の許可を受ける者に係るものについては、なお従前の例による。

5 第7条の規定による改正後の春日井市民会館条例の規定は、令和9年10月1日以後の利用の許可を受ける者に係るものについて適用し、同日前の利用の許可を受ける者に係るものについては、なお従前の例による。

（令和10年3月31日までの使用料に関する経過措置）

6 令和9年1月1日（以下「施行日」という。）から同年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の春日井市社会福祉施設条例別表第3の規定の適用については、同表「1 総合福祉センター使用料」の表中「7,700」とあるのは「5,000」と、「10,200」とあるのは「7,000」と、「15,400」とあるのは「10,000」と

と、「20,500」とあるのは「14,000」と、「5,100」とあるのは「4,500」と、「5,600」とあるのは「4,200」と、「7,500」とあるのは「4,800」と、「4,400」とあるのは「4,200」と、同表備考第2項及び第3項本文中「場合」とあるのは「場合(大ホールを利用する場合を除く。)」とし、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の春日井市社会福祉施設条例別表第3の規定の適用については、同表「1 総合福祉センター使用料」の表中「7,700」とあるのは「7,500」と、「15,400」とあるのは「15,000」と、「5,100」とあるのは「4,500」と、「5,600」とあるのは「4,200」と、「7,500」とあるのは「4,800」と、「4,400」とあるのは「4,200」とする。

7 施行日から令和10年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の春日井市福祉文化体育館条例別表の規定の適用については、同表中「28,400円」とあるのは「16,000円」と、「37,900円」とあるのは「21,400円」とする。

8 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における第8条の規定による改正後のグリーンパレス春日井条例別表の規定の適用については、同表「1 施設使用料」の表中

談話室3A	600円	800円	800円
談話室3B	600円	800円	800円

とあるのは

談話室3A	600円	700円	700円
談話室3B	600円	700円	700円

と、「25,000円」とあるのは「14,100円」と、「33,400円」とあるのは「18,900円」とする。

9 施行日から令和10年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の春日井市青少年女性センター条例別表の規定の適用については、同表中「15,100円」とあるのは、「15,000円」とする。

10 施行日から令和9年3月31日までの間における第18条の規定による改正後の春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例別表の規定の適用については、

同表東部公民館の項中

「セミコンサート・リハーサル室	2,300円	3,100円	3,100円
-----------------	--------	--------	--------

とあるのは

「セミコンサート・リハーサル室	2,300円	3,000円	3,000円
-----------------	--------	--------	--------

と、同表備考第4項中「場合」とあるのは「場合（東部公民館のセミコンサート・リハーサル室を使用する場合を除く。）」とする。

- 11 施行日から令和9年3月31日までの間における第20条の規定による改正後の春日井市体育館条例別表第3の規定の適用については、同表「1 落合公園体育館競技場使用料」の表中

区分			金額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日
アマチュアスポーツのために利用する場合	全部利用の場合	(A)	円 5,800	円 5,800	円 5,800	円 8,700	円 23,400
		(B)	17,400	17,400	17,400	26,100	70,200
	2分の1の面積を1単位とする利用の場合		2,900	2,900	2,900	4,300	11,700
その他の場合		(A)	23,200	23,200	23,200	34,800	93,600
		(B)	92,800	92,800	92,800	139,200	374,400

とあるのは

区分			金額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日
アマチュアスポーツのために利用する場合	全部利用の場合	(A)	円 4,800	円 4,800	円 4,800	円 7,200	円 19,200
		(B)	14,400	14,400	14,400	21,600	57,600
	2分の1の面積を1単位とする利用の場合		2,400	2,400	2,400	3,600	9,600
その他の場合		(A)	19,200	19,200	19,200	28,800	76,800
		(B)	76,800	76,800	76,800	115,200	307,200

と、同表備考第7項中「者が利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に

2を乗じて得た金額（第5項第1号の適用を受ける場合にあっては、600円）とする。ただし、第4項の規定の適用を受ける場合又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が第5項の適用を受ける場合その他市長が認める場合にあっては、この限りでない」とあるのは「者（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）が第5項第1号の適用を受けて利用する場合の使用料の額は、600円とする」とする。

12 施行日から令和9年3月31日までの間における第21条の規定による改正後の春日井市温水プール条例別表の規定の適用については、同表「1 温水プール等使用料」の表中

区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日
専用 利用	50メー トルプ ール	平日	28,300円	37,800円	28,300円	84,900円
		日曜日、土曜日 及び休日	42,400円	56,700円	42,400円	127,400円
		1日コース1 時間につき	4,600円			
	ミーティング室		900円	1,200円	1,200円	3,000円
	大会準備室		1,800円	2,400円	2,400円	5,900円
	選手控室		500円	600円	600円	1,400円
	来賓室		600円	700円	700円	1,800円

とあるのは

区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日
専用 利用	50メー トルプ ール	平日	23,200円	31,000円	23,200円	69,600円
		日曜日、土曜日 及び休日	34,800円	46,500円	34,800円	104,400円
		1日コース1 時間につき	3,800円			
	ミーティング室		800円	1,000円	1,000円	2,500円
	大会準備室		1,500円	2,000円	2,000円	4,900円
	選手控室		400円	500円	500円	1,200円
	来賓室		500円	600円	600円	1,500円

と、同表備考第10項中「利用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2（個人利用又は団体利用にあつては、1.5）」とあるのは「個人利用又は団体利用をする場合の使用料の額は、表に定める金額に1.5」と、「前項の規定の適用を受ける場合又は満18歳」とあるのは「満18歳」と、「個人利用若しくは団体利用」とあるのは「個人利用又は団体利用」とする。

- 13 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における第24条の規定による改正後の春日井市少年自然の家条例別表の規定の適用については、同表「1 宿泊施設等使用料」の表中

プレイホール	6,700円	6,700円	7,600円
--------	--------	--------	--------

とあるのは、

プレイホール	4,200円	5,400円	5,400円
--------	--------	--------	--------

とする。

説 明

この案を提出するのは、総合福祉センター等の使用料を改定する等のため必要があるからである。

第 61 号議案

春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年春日井市条例第48号）第5条
- (2) 春日井市病院事業の設置等に関する条例（昭和35年春日井市条例第4号）第6条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 62 号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4危険手当の項中「1,080円」を「1,440円」に、「1,620円」を「2,160円」に、「710円」を「950円」に、「1,065円」を「1,425円」に、「2,160円」を「2,880円」に、「3,240円」を「4,320円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第4の規定は、令和8年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 3 改正後の別表第4の規定を適用する場合においては、改正前の別表第4の規定に基づいて支給された給与は、改正後の別表第4の規定による給与の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の特種勤務手当の額を改定するため必要があるからである。

第 63 号議案

春日井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員等の旅費に関する条例（昭和40年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条中「19,000円」を「21,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に準じ、宿泊費基準額を改定するため必要があるからである。

第 64 号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

春日井市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の春日井市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除

く。)及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）までの間における新条例第5条の規定の適用については、同条第3項中「217円」とあるのは「217円を、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）については1人につき100円」とする。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の春日井市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく損害補償（傷病補償年金等を除き、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）（旧条例附則第6条の規定に基づく葬祭補償にあつては、その額が66万円未満であるものに限る。）及び傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定するため必要があるからである。

第 65 号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例について

春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第32条の7第1項中「市内」を「第9号以外の寄附金にあっては、市内」に改め、「若しくは金銭（市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が認めるものに限る。）」を削り、同項第9号を次のように改める。

- (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する寄附金（愛知県知事の所管に属する公益信託に係るものに限る。）

第32条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第34条の2第1項ただし書中「及び第34条の3の3第1項」を「並びに第34条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第34条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第34条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）

（退職手当等（第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

第34条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第58条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第5条の3を削り、附則第5条の4を附則第5条の3とする。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けな
いときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「4分の3」を「3分の2」に改める。

附則第10条の3第15項を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号、第18条の2第2項第2号及び第18条の4第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第18条の5第2項第2号及び第5項第2号並びに第18条の6第2項第2号及び第5項第2号中「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第32条の7第1項、第34条の2第1項ただし書、第34条の3の2及び第34条の3の3の改正規定並びに附則第5条の3を削り、附則第5条の4を附則第5条の3とする改正規定、附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条（第4項を除く。）の規定 令和9年1月1日
- (2) 第58条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第32条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4及び第9条の2の改正規定並びに附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第1号に掲げる規定による改正後の春日井市市税条例第32条の7第1項の規定の適用については、同項第9号中「限る。）」とあるのは、「限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものであって、市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が認めるもの」とする。

- 2 改正後の春日井市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第34条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出し

た改正前の春日井市市税条例第34条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 3 前条第1号に掲げる規定による改正後の春日井市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第58条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項及び第7項の規定は、令和8年4月1日以後に新たに取得された地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第24項第1号イ及び第3号イに規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税について適用する。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長、固定資産税の免税点の引上げ等に係る規定を整備するため必要があるからである。

第 66 号議案

春日井市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について

春日井市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例

春日井市市民活動支援センター条例（平成19年春日井市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「管理」の次に「(指定管理者（同条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）」を加える。

第5条の次に次の3条を加える。

（指定管理者が行う管理の業務等）

第5条の2 市長は、次に掲げる範囲の管理の業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 前条に定める事業の実施に関する業務
- (2) 第6条に定める登録団体の認定等に関する業務
- (3) 第7条及び第8条に定める集会室の利用の許可等に関する業務
- (4) 第9条第1項に定める使用料又は第9条の2第1項に定める利用料金の收受等に関する業務
- (5) 市民活動支援センターの点検整備、運転監視、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあつては、当該業務を行わないものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条の3 指定管理者は、第11条の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

2 指定管理者は、市民活動支援センターが毀損され、又は滅失されたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 管理の業務に関する経理については、管理の業務以外の業務に関する経理と

区分して整理しなければならない。この場合において、管理の業務と管理の業務以外の業務の双方に関連する費用については、適正にそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

- 4 指定管理者は、管理の業務に関する図書で規則で定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。
- 5 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委任してはならない。
- 6 地震その他の天災が発生した場合その他緊急の場合の管理の業務は、市長の指示に従い、これを行わなければならない。
- 7 前各項に掲げるもののほか、管理の基準について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定の手続等)

第5条の4 指定管理者の指定の手続等については、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年春日井市条例第28号。第11条の3において「指定管理者条例」という。）によるものとする。

第6条中「市長」の次に「(第5条の2第1項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。第9条第2項、第9条の2、第11条の3及び第13条を除き以下同じ。)」を加える。

第9条第3項中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同項第3号中「利用の日の10日前」を「第7条第1項の許可を受けた利用開始時刻」に改め、「場合において相当の理由があると市長が認める」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第9条の2 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額を、その利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）とし、指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入としたときは、その

減免及び還付についてこの条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、指定管理者に行わせることができる。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させたときは、これを公示しなければならない。

第11条の次に次の2条を加える。

(利用者の原状回復義務)

第11条の2 利用者は、集会室の利用を終えたとき又は利用の許可を取り消されたとき若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに集会室等を原状に復さなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を当該利用者から徴収する。

(指定管理者の原状回復義務)

第11条の3 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定管理者条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに市民活動支援センターを原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を指定管理者から徴収する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第9条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間
第1集会室	円 4,100	円 5,500	円 5,500
第2集会室	2,000	2,700	2,700
第3集会室	2,000	2,700	2,700
第4集会室	1,600	2,100	2,100
第5集会室	1,600	2,100	2,100
第6集会室	2,000	2,600	2,600

備考

- 1 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 2 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 3 営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 4 市内に在住、在勤又は在学しない者（第6条の規定により登録団体として認定された団体の構成員を除く。）が使用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 附則第3項の規定 令和8年10月1日
 - (3) 第1条の改正規定、第5条の次に3条を加える改正規定、第6条の改正規定、第9条の次に1条を加える改正規定及び第11条の次に2条を加える改正規定（第11条の3に係る部分に限る。） 令和9年4月1日

（準備行為）

- 2 改正後の春日井市市民活動支援センター条例（以下「新条例」という。）の規定中指定管理者の指定の手續等の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定中利用の許可、使用料の納付その他春日井市市民活動支援センターを利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うこ

とができる。

(経過措置)

- 4 新条例別表の規定は、令和9年1月1日以後の利用の許可を受ける者に係るものについて適用し、同日前に利用の許可を受ける者に係るものについては、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、市民活動支援センターにおいて指定管理者制度を導入する等のため必要があるからである。

第 67 号議案

春日井市屋外スポーツ施設条例について

春日井市屋外スポーツ施設条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市屋外スポーツ施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、春日井市屋外スポーツ施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進に資するため、春日井市屋外スポーツ施設（以下「屋外スポーツ施設」という。）を置く。

(名称及び位置)

第3条 屋外スポーツ施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(利用時間等)

第4条 屋外スポーツ施設の利用時間及び休場日は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 屋外スポーツ施設を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。屋外スポーツ施設の利用の許可を受けた者（以下「施設利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 利用申請者は、利用の申請に際し、市長が定める基準に従い、あらかじめ屋外スポーツ施設の利用登録を行い、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 市長は、屋外スポーツ施設の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 利用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。

- (2) 屋外スポーツ施設を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 屋外スポーツ施設の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(施設利用者の義務)

第7条 施設利用者は、屋外スポーツ施設の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定、第5条第3項の規定により許可に付けられた条件並びに市長の指示に従わなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 施設利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による措置によって生じた損害については、市長はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 施設利用者は、屋外スポーツ施設を利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第10条 施設利用者は、屋外スポーツ施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(施設利用者の原状回復義務)

第11条 施設利用者は、屋外スポーツ施設の利用を終えたとき又は利用の許可を取り消されたとき若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに屋外スポーツ施設を原状に復さなければならない。

2 施設利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を当該施設利用者から徴収する。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により屋外スポーツ施設を毀損し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(入場者の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、屋外スポーツ施設への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 危険な物品を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (3) 屋外スポーツ施設を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (4) 屋外スポーツ施設の管理上支障があると認められる者

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、屋外スポーツ施設の管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	位置
松河戸グラウンド	春日井市松河戸町地内（庄内川河川敷）
牛山運動広場	春日井市牛山町3180番地
上田楽運動広場	春日井市上田楽町1958番地1
熊野グラウンド	春日井市熊野町地内（庄内川河川敷）
上条グラウンド	春日井市上条町9丁目地内（庄内川河川敷）
白山運動広場	春日井市白山町6丁目4番地2
高蔵寺運動広場	春日井市高蔵寺町2丁目地内（庄内川河川敷）
前高グラウンド	春日井市西高山町2丁目11番地

説 明

この案を提出するのは、屋外スポーツ施設の設置及び管理について定めるため必要があるからである。

第 68 号議案

春日井市子ども屋内遊び場条例の一部を改正する条例について

春日井市子ども屋内遊び場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市子ども屋内遊び場条例の一部を改正する条例

春日井市子ども屋内遊び場条例（令和3年春日井市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条中「3歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「保護者」に、「100円」を「400円（市内に住所を有する者にあつては、200円）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市子ども屋内遊び場条例の規定は、令和9年1月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、子ども屋内遊び場の使用料を改定するため必要があるからである。

第 69 号議案

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止する条例に
ついて

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止する条例を次のように
定めるものとする。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止する条例

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例（昭和63年春日井市条例第32号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に廃止前の春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の規定により交付された補助金については、廃止前の同条例第7条の規定は、この条例の施行後もなおその効力を有する。

説 明

この案を提出するのは、私立高等学校授業料に係る補助を廃止するため必要があるからである。

第70号議案

勝川小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

勝川小学校リニューアル工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 勝川小学校リニューアル工事（建築）
- 2 契 約 金 額 1, 5 7 9, 9 1 6, 8 0 0 円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区栄二丁目15番6号
栗本建設工業株式会社名古屋支店
- 4 工 事 内 容 建築工事一式

第71号議案

勝川小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

勝川小学校リニューアル工事（電気）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 勝川小学校リニューアル工事（電気）
- 2 契 約 金 額 319,836,000円
- 3 契約の相手方 春日井市細木町2丁目118番地
株式会社ACT-1
- 4 工 事 内 容 電気設備工事一式

第 72 号議案

勝川小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

勝川小学校リニューアル工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 勝川小学校リニューアル工事（機械）
- 2 契 約 金 額 5 1 4, 8 0 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 春日井市妙慶町 2 丁目 119 番地
株式会社本間工業
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

第73号議案

中部中学校校舎増築工事（建築）の請負契約について

中部中学校校舎増築工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 中部中学校校舎増築工事（建築）
- 2 契 約 金 額 536,800,000円
- 3 契約の相手方 春日井市庄名町字池下804番地1
株式会社服部工務店
- 4 工 事 内 容 建築工事一式

第74号議案

中部中学校校舎増築工事（電気）の請負契約について

中部中学校校舎増築工事（電気）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 中部中学校校舎増築工事（電気）
- 2 契 約 金 額 171,347,000円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町5丁目57番地
春日井電気株式会社
- 4 工 事 内 容 電気設備工事一式

第75号議案

西部中学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

西部中学校リニューアル工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 西部中学校リニューアル工事（建築）
- 2 契 約 金 額 1, 8 8 6, 8 9 9, 3 0 0 円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町5丁目75番地
株式会社高柳組
- 4 工 事 内 容 建築工事一式

第76号議案

西部中学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

西部中学校リニューアル工事（電気）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 西部中学校リニューアル工事（電気）
- 2 契 約 金 額 329,340,000円
- 3 契約の相手方 春日井市中野町2丁目2番地5
ヒダ電気株式会社
- 4 工 事 内 容 電気設備工事一式

第77号議案

西部中学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

西部中学校リニューアル工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 西部中学校リニューアル工事（機械）
- 2 契 約 金 額 525,800,000円
- 3 契約の相手方 春日井市大泉寺町429番地1
株式会社Sun air
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

第 78 号議案

西部地区新調理場予定地整備工事の請負契約について

西部地区新調理場予定地整備工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 西部地区新調理場予定地整備工事
- 2 契 約 金 額 242,551,100円
- 3 契約の相手方 春日井市高蔵寺町3丁目39番地
王春工業株式会社
- 4 工 事 内 容 排水路付替工事及び土壌改良工事一式

第 80 号議案

落合公園再整備工事の請負契約について

落合公園再整備工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 落合公園再整備工事
- 2 契 約 金 額 1, 8 5 8, 4 5 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 松浦・成田・河口特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町 4 丁目 32 番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市八田町 7 丁目 3 番地 1
株式会社成田組
構成員 春日井市篠木町 1 丁目 40 番地
河口建設株式会社
- 4 工 事 内 容 公園再整備工事一式

第 81 号議案

消防自動車の取得について

次のとおり消防自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 物 品 内 容 災害対応特殊消防ポンプ自動車（2 台）
- 2 取 得 価 格 1 0 3, 4 0 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区上前津二丁目12番 1 号
日本機械工業株式会社名古屋営業所

第 82 号議案

塵芥収集車の取得について

次のとおり塵芥収集車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1 物 品 内 容 | 塵芥収集車（3 t）3 台
塵芥収集車（2 t）1 台 |
| 2 取 得 価 格 | 4 8, 3 7 4, 2 1 6 円 |
| 3 契約の相手方 | 名古屋市中区千代田一丁目 8 番 10 号
バン自動車株式会社 |

第 83 号議案

小旋回型油圧ショベルの取得について

次のとおり小旋回型油圧ショベルを取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------|---|
| 1 物 品 内 容 | 小旋回型油圧ショベル |
| 2 取 得 価 格 | 20,772,400円 |
| 3 契約の相手方 | 名古屋市守山区鼓が丘一丁目117番地
日本キャタピラー合同会社名古屋北営業所 |

第84号議案

和解について

次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 相手方 神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号
株式会社ゼネラル
- 2 事件番号 東京地方裁判所令和7年（ワ）第70685号
- 3 事件名 損害賠償請求事件
- 4 和解の内容 デジタル消防救急無線システム整備工事の請負契約において行われた不当な取引制限に係る損害賠償請求について、相手方は、市に対し、本件解決金として33,391,050円の支払義務があることを認める。

報告第2号

令和7年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により継続費繰越し計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・県支出金	地方債	その他
2	総務費	1 総務管理費 本庁舎東 基幹的防災倉庫 整備工事	85,000,000	40,000,000	40,000,000	5,100,000	34,900,000	34,900,000	3,500,000		31,400,000		
4	衛生費	3 清掃費 クリーンセンター 施設再整備	17,037,400,000	8,553,000,000	476,582,500	9,029,582,500	7,693,893,100	1,335,689,400	1,335,689,400	333,989,400	1,001,700,000		
8	土木費	2 道路 橋りょう費 宮南橋架替工事	406,000,000	143,000,000	112,900,000	255,900,000	208,600,000	47,300,000	47,300,000	4,800,000	42,500,000		
		3 河川費 桜佐排水樋管 撤去工事負担金	491,000,000	195,000,000	151,276,318	346,276,318	343,365,288	2,911,030	2,911,030	2,911,030			
		4 都市計画費	高蔵寺駅北口 駅前広場等 実施設計業務	156,000,000	126,000,000		126,000,000	34,000,000	92,000,000	92,000,000	23,000,000	69,000,000	
			名鉄春日井駅 周辺整備	4,612,000,000	1,808,000,000	88,256,000	1,896,256,000	637,000,000	1,259,256,000	1,259,256,000	88,646,000	373,510,000	797,100,000
			都市計画道路 3・4・237 東山大泉寺線 道路整備工事	277,000,000	18,000,000		18,000,000	1,474,000	16,526,000	16,526,000	1,726,000	14,800,000	
10	教育費	2 小学校費 味美小学校校舎等 リニューアル工事	2,505,000,000	765,000,000	1,334,000,000	2,099,000,000	969,000,000	1,130,000,000	1,130,000,000	91,399,000	158,601,000	880,000,000	

(単位：円)

款	項	事業名	継続費額の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・県支出金	地方債	その他
10 教育費	2 小学校費	篠木小学校校舎等リニューアル工事	2,802,000,000	1,125,000,000	1,324,654,696	2,449,654,696	1,027,000,000	1,422,654,696	1,422,654,696	74,815,696	233,039,000	1,114,800,000	
		白山小学校校舎等リニューアル工事	2,443,000,000	1,320,000,000	685,000,000	2,005,000,000	553,782,188	1,451,217,812	1,451,217,812	32,947,812	263,270,000	1,155,000,000	
		柏原小学校校舎等リニューアル工事設計業務	83,000,000	22,000,000		22,000,000	17,390,000	4,610,000	4,610,000	4,610,000			
		高座小学校校舎等リニューアル工事設計業務	83,000,000	22,000,000		22,000,000	17,450,000	4,550,000	4,550,000	4,550,000			
		勝川小学校校舎等リニューアル工事	3,011,000,000	777,000,000		777,000,000		777,000,000	777,000,000	82,000	90,618,000	686,300,000	
	3 中学校費	東部中学校校舎等リニューアル工事	2,859,000,000	411,000,000	2,093,000,000	2,504,000,000	1,604,374,474	899,625,526	899,625,526	122,295,526	98,730,000	678,600,000	
		西部中学校校舎等リニューアル工事	3,067,000,000	471,000,000		471,000,000		471,000,000	471,000,000	71,000	39,429,000	431,500,000	
	5 学校給食費	東部第1調理場蒸気配管改修(第2期)工事	14,000,000	5,600,000		5,600,000		5,600,000	5,600,000	1,400,000		4,200,000	

報告第3号

令和7年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	基幹系住民情報システム標準化業務	199,980,000	199,980,000		199,980,000	
		歳入金管理システム改修業務	17,930,000	528,000		528,000	
		食料品等物価高騰対策支援事業	886,032,000	116,941,511		116,941,511	
	2 徴税费	コンビニ交付システム(所得課税証明書)改修業務	2,200,000	2,200,000		2,200,000	
	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム(住民票等)改修業務	5,104,000	5,104,000		5,104,000	
		戸籍システム改修業務	17,094,000	17,094,000		13,464,000	3,630,000
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備等補助	23,020,000	23,020,000		23,020,000	

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応 子育て応援手当	997,733,000	32,210,468		32,210,468	
4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理システム 改修業務	13,409,000	13,409,000		13,409,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	北尾張中央道 公共補償用地購入	23,646,000	23,645,675		23,645,675	
	4 都市計画費	熊野桜佐 土地区画整理事業	338,040,000	207,947,000		162,607,500	45,339,500
		西部第一 土地区画整理事業	109,670,000	109,670,000		104,135,000	5,535,000
		西部第二 土地区画整理事業	65,980,000	65,230,000		61,915,000	3,315,000
		都市構造再編 集中支援事業	196,440,000	141,800,000		128,315,000	13,485,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	4 都市計画費	都市計画道路 鷹来線用地購入	28,970,000	28,969,558		26,000,000	2,969,558
		下水道管理システム 改修に伴う負担金	8,283,000	8,283,000		8,283,000	
9 消防費	1 消防費	高機能指令システム 改修業務	5,412,000	5,412,000		5,412,000	
10 教育費	2 小学校費	味美小学校外35校 体育館等空調設備 設置工事	2,580,000,000	2,580,000,000		2,576,580,000	3,420,000
	3 中学校費	中部中学校体育館 空調設備設置工事	65,000,000	65,000,000		64,989,000	11,000

報告第4号

令和7年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰
越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明
許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 事業費	1 事業費	春日井インター北企業用地整備事業	543,099,000	167,418,080		147,417,000	20,001,080

報告第5号

令和7年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費の遡次繰越しに
ついて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により
継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生額 (見込)	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る 財源内訳			
				予算額	前年度繰越額	計				医療収益	翌年度繰越額に係る たな卸資産の 購入限度額		
1	収益的支出	1	医療費用	市民病院病棟エレベータ機修 11～13号機	154,000,000	24,200,000		24,200,000	24,000,000	200,000	200,000	200,000	

報告第6号

令和7年度春日井市水道事業会計継続費の遡次繰越しについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により
継続費繰越し計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務生額 (見込)	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る 財源内訳		翌年度繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額	
				予算額	前年度繰越額	計				損留	益勘定 保資金		
1	資本的支出	1	建設改良費	東山ポンプ場整備	1,177,000,000	456,500,000	637,692,550	1,094,192,550	780,447,150	313,745,400	313,745,400	313,745,400	
				桃山配水場更新整備	1,232,000,000	110,000,000	110,000,000	220,000,000	198,000,000	22,000,000	22,000,000	22,000,000	
				上水道施設中央監視設備更新	1,134,243,000	959,112,000	11,000,000	970,112,000	137,000,000	833,112,000	833,112,000	833,112,000	
				神屋西配水場更新整備	297,000,000	176,550,000	44,000,000	220,550,000	49,773,900	170,776,100	170,776,100	170,776,100	
				神屋中配水場更新整備	368,500,000	38,500,000		38,500,000		38,500,000	38,500,000	38,500,000	

報告第7号

令和7年度春日井市公共下水道事業会計継続費の通次繰越しについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生額 (見込)	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	出資金	国庫補助金	他会計金		
1	資本的支出 1	建設改良費	春日井調整池整備事業	4,323,000,000	737,000,000	378,200,000	1,115,200,000	847,600,000	267,600,000	267,600,000	133,720,000		90,750,000	43,130,000	
			宮調整池整備事業	3,535,000,000	407,000,000	505,105,000	912,105,000	752,000,000	160,105,000	160,105,000	112,305,000		30,050,000	17,750,000	
			宗法調整池整備事業	1,276,000,000	363,000,000	194,200,000	557,200,000	385,400,000	171,800,000	171,800,000	140,560,000		31,240,000		
			下屋敷調整池整備事業	1,034,000,000	231,000,000		231,000,000	102,800,000	128,200,000	128,200,000	30,020,000		17,260,000	80,920,000	
			名鉄小牧線横断雨水渠整備事業	1,219,900,000	1,047,200,000	68,300,000	1,115,500,000	741,430,000	374,070,000	374,070,000	374,070,000				
			第1中ポンプ耐震改築事業	665,300,000	18,000,000		18,000,000	8,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000		5,000,000		
			勝西浄化センター改築事業	687,600,000	206,000,000		206,000,000	134,000,000	72,000,000	72,000,000	72,000,000				

報告第8号

令和7年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	工事収入	国庫補助金			
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道配水管布設工事 (高山町外1町)	209,000,000		209,000,000	209,000,000					関連する工事の遅延に伴い、施工時期が変更となったため
		上水道西部第一土地 区画整理事業地内 配水管布設工事 (その2)	28,380,000		28,380,000		28,380,000				
		上水道熊野桜佐土地 区画整理事業地内 配水管布設工事 (その3)	39,050,000		39,050,000		39,050,000				
		上水道配水管布設工事 (上条町)	2,860,000		2,860,000		2,860,000				関連する工事に合わせた工期とするため
		上水道配水管布設工事 (六軒屋町外1町)	132,460,000		132,460,000	98,910,000			33,550,000		

報告第9号

令和7年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越 額に係るを 繰越するた な卸資産の 購入限度額	説 明
						企 業 債	出 資 金	国 庫 補 助 金			
資本的 支出	建設 改良費	西部第一・第二地区 雨水管渠整備事業	123,910,000	41,400,000	82,510,000	50,800,000		31,710,000			関係機関との協議に不測の日数を要したため
		管渠施設改築事業	652,000,000		652,000,000	404,000,000		248,000,000			国の令和7年度補正予算の補助金を活用し、令和8年度の当初予算で計上予定の事業を前倒して施行するため
		管渠施設耐震化事業	176,000,000		176,000,000	92,500,000		83,500,000			
		マンホールトイレ システム整備事業	13,900,000		13,900,000	7,400,000		6,500,000			

令和7年度春日井市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係るを 繰越すための 資産の 購入限度額	説明
						他会計負担金				
下水道 1事業 費	1営業 費用	下水道管理システム等 標準化対応改修業務委託	8,283,000		8,283,000	8,283,000				基幹系住民情報システム標準化のシステム開発の遅延のため

報告第10号

契約金額の変更に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

番号	工事名	相手方		契約金額		変更理由	専決処分日
		所在地	名称	変更前	変更後		
1	高森山公園改修工事	春日井市高蔵寺町4丁目16番地49	水野土木株式会社	円 209,440,000	円 213,284,500	アスベスト撤去の増工	令和年月日 8. 3. 17
2	味美小学校リニューアル工事(建築)	犬山市大字上野字米野1152番地2	株式会社シンエイライフ	1,585,872,200	1,648,031,000	アスベスト撤去の増工	8. 3. 30
3	味美小学校リニューアル工事(電気)	春日井市弥生町平野2010番地	岐阜愛知電機株式会社春日井営業所	292,796,900	291,600,100	仮設配線の減工	8. 3. 30
4	味美小学校リニューアル工事(機械)	春日井市大泉寺町429番地1	株式会社Sunair	414,780,300	414,591,100	埋設配管に伴う土工事の減工	8. 3. 30
5	篠木小学校リニューアル工事(建築)	名古屋市昭和区緑町一丁目10番地	株式会社前田工務店	1,709,272,400	1,748,989,000	モルタル浮き補修及び欠損処理による増工	8. 3. 30
6	篠木小学校リニューアル工事(電気)	春日井市神屋町字森642番地	株式会社昭電設備	328,149,800	329,063,900	既設空調機への配線による増工	8. 3. 30
7	篠木小学校リニューアル工事(機械)	春日井市浅山町3丁目1311番66	株式会社池田産業	564,231,800	568,483,300	仮設配管の増工	8. 3. 30
8	東部中学校リニューアル工事(建築)	犬山市大字上野字米野1152番地2	株式会社シンエイライフ	1,693,733,800	1,729,261,600	モルタル等補修数量の増工	8. 3. 30
9	東部中学校リニューアル工事(電気)	春日井市細木町2丁目118番地	株式会社ACT-1	359,491,000	361,416,000	配管機器類の数量変更	8. 3. 30
10	東部中学校リニューアル工事(機械)	春日井市鳥居松町7丁目53番地	丸水設備株式会社	499,400,000	501,350,300	制御機器の数量変更	8. 3. 30

報告第 11 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月18日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

番号	事故の概要			賠償額	専決処分日
	発生年月日	事故の種類	発生場所		
	令和年月日			円	令和年月日
1	7. 3. 3	施設事故（落枝による車両破損）	春見町地内	311,190	7. 4. 23
2	7. 2. 25	自動車事故（接触による車両破損）	廻間町地内	324,423	7. 5. 2
3	7. 1. 27	自動車事故（接触による構築物破損）	岩成台地内	5,180	7. 5. 21
4	7. 5. 14	道路事故（側溝蓋による車両破損）	高森台地内	114,521	7. 7. 1
5	7. 6. 20	道路事故（側溝蓋による車両破損）	神屋町地内	2,750	7. 7. 15
6	7. 6. 12	道路事故（接触による車両破損）	町田町地内	289,000	7. 7. 15
7	7. 5. 27	自動車事故（接触による構築物破損）	中町地内	200,000	7. 7. 23
8	7. 6. 9	施設事故（除草作業時の車両破損）	大手町地内	609,415	7. 8. 1
9	7. 7. 9	道路事故（側溝蓋未設による車両破損）	高森台地内	5,400	7. 8. 12
10	7. 8. 26	自動車事故（接触による施設破損）	松本町地内	4,620	7. 9. 16
11	7. 9. 1	自動車事故（接触による車両破損）	出川町地内	245,278	7. 9. 30
12	7.10.10	道路事故（道路凹凸による車両破損）	十三塚町地内	73,327	7.11. 7
13	7.10. 7	その他事故（消防活動時の車両破損）	上条町地内	464,420	7.11.19
14	7.10.30	施設事故（側溝蓋による車両破損）	高森台地内	123,305	7.12. 5
15	7. 7. 11	道路事故（倒木による車両破損）	神領町地内	185,718	8. 1. 6
16	7. 7. 11	道路事故（倒木による車両破損）	神領町地内	88,000	8. 1. 6
17	7.12.22	道路事故（道路凹凸による車両破損）	追進町地内	109,500	8. 1.14
18	8. 1. 20	自動車事故（接触による施設破損）	柏井町地内	33,000	8. 3.10
19	8. 2. 8	自動車事故（接触による車両破損）	六軒屋町地内	74,800	8. 3.16